

第1節 職員配備体制

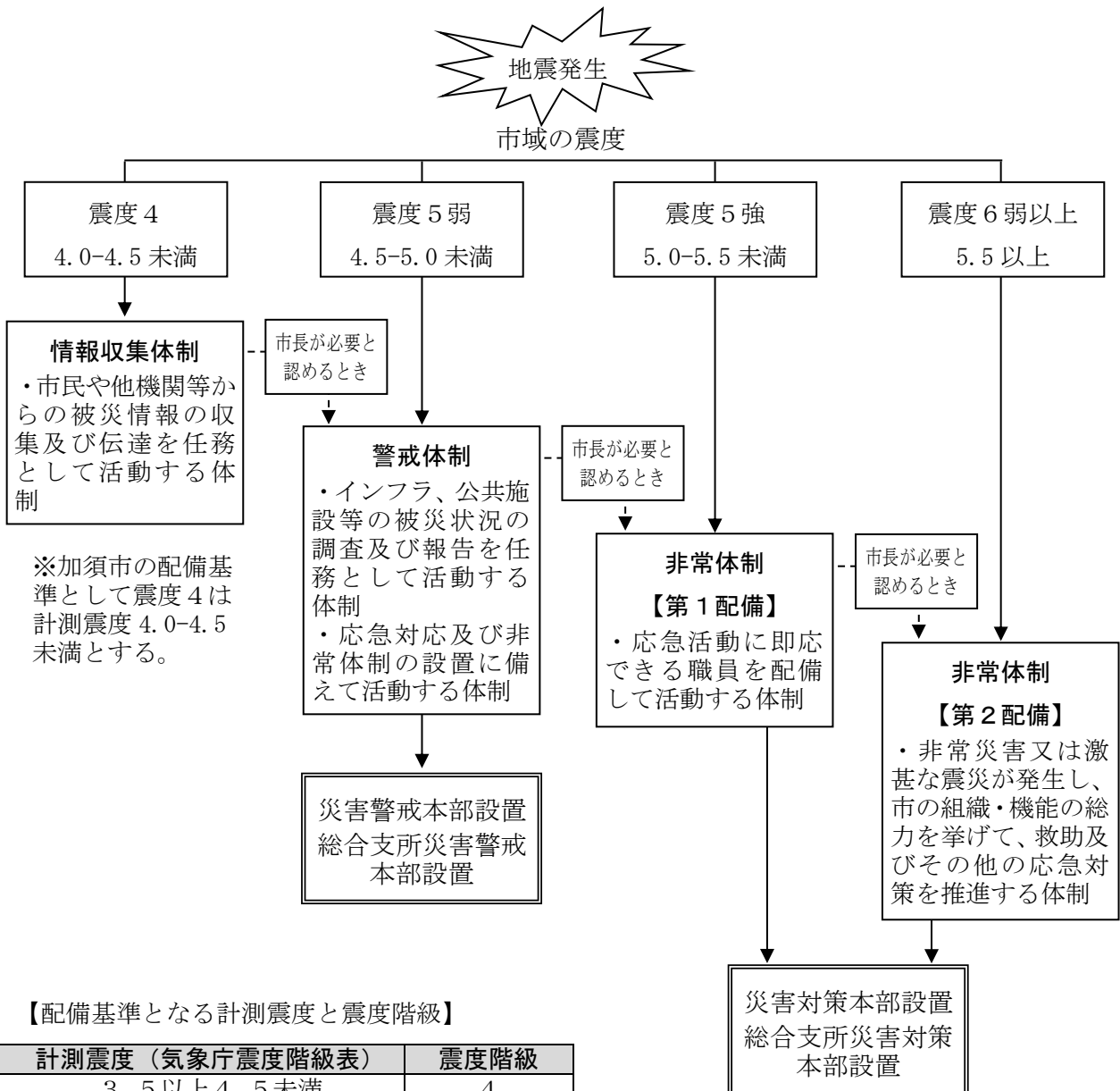
【◎職員課・危機管理防災課・全課】

地震は、風水害と異なり発災の予測が困難であることから、初動時に災害対応組織の編成と必要な職員の確保を迅速に確立することが重要である。

第1 配備体制の基準となる計測震度

本市における、配備の基準は、以下の項目に示すとおり震度階級の数値とするが、情報収集体制にあっては、各庁舎にある震度計の計測震度で4.0以上4.5未満の数値を基準とし、警戒体制、非常体制（第1配備、第2配備）については、気象庁の震度階級のとおりとする。

第2 配備体制の概要



第3 配備体制の基準等

震災の状況に応じた配備体制を次のとおりとする。なお、各地域の震度に関わらず市域内に配備基準の震度が発生した時は、配備区分に基づく対応を全地域で実施する。

配備区分		配備基準	配置職員	活動内容
情報収集体制		震度4(4.0-4.5未満)の地震が発生	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理防災課 ・総合支所防災担当職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や他機関等からの被災情報の収集及び伝達を任務として活動する体制 ・総合支所防災担当職員は、各支所の震度計の数値を確認及び各地域の状況を危機管理防災課へ報告する。
警戒体制		<ul style="list-style-type: none"> ① 震度5弱(4.5-5.0未満)の地震が発生 ② 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合。 ③ その他の状況により、市長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記職員 ・災害警戒本部員 ・地域振興課 ・施設管理者 ・必要に応じて動員 	<p>【災害警戒本部の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ、公共施設等の被災状況の調査及び報告を任務として活動する体制 ・応急対応及び非常体制の設置に備えて活動する体制 <ol style="list-style-type: none"> ① 災害警戒本部の設置 ② 情報の収集 ③ 被害状況の把握 ④ 被害状況の県への報告 ⑤ 関係機関等への通報 ⑥ 市長等への報告 ⑦ 初期災害応急対策 ⑧ 被害情報に関する広報
非常体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ① 震度5強(5.0-5.5未満)の地震が発生 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記職員 ・災害対策本部員 ・被災情報収集班 ・避難場所運営支援班 ・職員班 ・災害地区支援班 ・他各課1/2の職員(その他の職員は交代に備え自宅待機) ・必要に応じて動員 	<p>【災害対策本部の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制 <ol style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部の設置 ② 情報の収集 ③ 被害状況の把握 ④ 被害情報の県への報告 ⑤ 関係機関等への通報 ⑥ 災害応急対策 ⑦ 避難場所の開設運営

配備区分	配備基準	配置職員	活動内容
第2配備	① 震度6弱以上(5.5以上)の地震が発生 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合。	・全職員	<p>【災害対策本部の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害又は激甚な震災が発生し、市の組織・機能の総力を挙げて、救助及びその他の応急対策を推進する体制 <p>① 災害対策本部の設置 ② 情報の収集 ③ 被害状況の把握 ④ 被害情報の県への報告 ⑤ 関係機関等への通報 ⑥ 災害応急対策 ⑦ 避難場所の開設運営 ⑧ 災害情報に関する全職員が直ちにそれぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施する。</p>

第4 職員配備体制別動員計画表

平常時部課名	災害対策本部(班)	情報収集体制 震度4	警戒体制 震度5弱	非常体制	
				第1配備 震度5強	第2配備 震度6弱
環境安全部	危機管理防災課	統括班	○	○	全職員による配備
	交通防犯課	被災情報収集班、統括班		○	
	環境政策課	環境班、統括班		○	
	資源リサイクル課	環境班、統括班		△	
秘書課	秘書課	秘書班		○	
	市民相談室	相談班、被災情報収集班		○	
総合政策部	政策調整課	受援対策班		○	
	シティプロモーション課	広報班、被災情報収集班	○	○	
	市民協働推進課	受援対策班		△	
	業務改善課	受援対策班		△	
	財政課	財政班		○	
	管理契約課	財政班		○	
総務	総務課	総務班		△	
	職員課	職員班		○	

	人権・男女共同参画課	総務班			○	全職員による配備
	市民課	確認班			○	
	税務課	調査班			○	
	収納課	調査班			○	
経済部	産業振興課	帰宅支援班、備蓄支援物資班			○	
	観光振興課	備蓄支援物資班			○	
	農業振興課	農業班、備蓄支援物資班			○	
	農業委員会事務局	農業班、備蓄支援物資班			○	
子育て支援局	子育て支援課	避難場所運営支援班、子育て保育班、衛生班		△	○	
	(予め指名した職員)	災害地区支援班			○	
	こども保育課	子育て保育班、避難場所運営支援班		△	○	
福祉部	地域福祉課	救援班、福祉班			○	
	(社会福祉協議会)	救援班			○	
	生活福祉課	救援班、福祉班			○	
	障がい者福祉課	救援班、福祉班			○	
	高齢介護課	福祉班、救援班			○	
健康医療部	健康医療推進課	医療班、衛生班			○	
	いきいき健康長寿課	衛生班		△	○	
	国保年金課	医療班			○	
	国民健康保険北川辺診療所	医療班		△	○	
都市整備部	まちづくり課	公園班		△	○	
	建築課	住宅班		△	○	
	道路課	道路班		△	○	
	治水課	河川班		△	○	
下水道部	下水道課	下水班		△	○	
	水道課	給水班		△	○	
	会計課	出納班			○	
	議会事務局	協力班			○	
	行政委員会事務局	協力班			○	
支所各総合	地域振興課	地域振興班	○	○	○	
	市民福祉健康課	市民福祉班		○	○	

	農政建設課	農政建設班		○	○	全職員による配備
生涯学習部	教育総務課	教育班		△	○	
	生涯学習課	生涯班		△	○	
	文化・学習センター	生涯班		△	○	
	スポーツ振興課	生涯班		△	○	
	図書館課	生涯班		△	○	
学校教育部	学校教育課	学校班		△	○	
	・幼稚園	学校班		△	○	
	・小学校	学校班		△	○	
	・中学校	学校班		△	○	
	学校給食課	給食班		△	○	

注) 上記部課名は、令和4年4月1日時点

※ ○：予め指名された職員による配備 △：施設管理者による施設確認

備考

- (1) 班長は、震災状況により班内人員の増減ができる。
- (2) 部長は、動員区分にかかわらず、震災の状況により部内各班に出動を命じることができる。
- (3) 本部長は、動員区分にかかわらず、震災の状況により各部に出動を命じることができる。
- (4) 部・課・班の配備体制のほか、予め指名した職員で構成する災害地区支援班を、避難場所等に配備する。
- (5) 情報収集、広報、警防、救急、救助などの活動は、加須消防署の協力を受け、連携を図りながら実施する。

第2節 災害警戒本部体制

【◎危機管理防災課・全課】

市域に震度5弱の地震が発生した場合、また災害対策本部の設置基準に至らない災害が発生した場合に、災害警戒本部を設置し災害情報の収集、警戒を行う。

第1 災害警戒本部の組織等

1 責 務

市は、市域に震度5弱の地震が発生した場合、また災害対策本部の設置基準に至らない災害が発生した場合に、災害情報の収集や伝達、警戒活動にあたる。

2 災害警戒本部の組織及び所掌事務

(1) 災害警戒本部の構成員

災害警戒本部長、災害警戒副本部長及び災害警戒本部員は、当該各号に定める者をもって充てる。

災害警戒本部長	副市長
災害警戒副本部長	環境安全部長
災害警戒本部員	災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、加須市行政組織条例及び加須市組織規則等に規定する部等の長とし、また本部に災害警戒本部付（以下「本部付」という。）を置き、秘書課長並びに秘書課の者をもって充てる。
事務局	環境安全部危機管理防災課

※ 災害警戒本部長は、上記に掲げるもののほか、関係部課長等必要と認めるものを災害警戒本部員とすることができる。

(2) 所掌事務及び会議等

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ① 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ② 総合支所災害警戒本部との連絡調整に関すること。 ③ 県災害対策本部等との連絡に関すること。 ④ 本部の警戒配備体制の廃止に関すること。 ⑤ 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
災害警戒本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害警戒本部会議は、警戒本部長、警戒副本部長、警戒本部員及び警戒本部付をもって構成する。 ② 災害警戒本部会議の庶務は、総括班が処理する。

3 災害警戒本部の構成と役割

職名	担当者名	役割
災害警戒 本部長	副市長	・本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
災害警戒 副本部長	環境安全部長	・本部長を助け、本部長が不在のときは、その職務を代理する。
災害警戒 本部員	総合政策部長 総務部長 経済部長 こども局長 福祉部長 健康医療部長 都市整備部長 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長 議会事務局長 会計管理者 行政委員会事務局長 騎西総合支所長 北川辺総合支所長 大利根総合支所長 加須消防署長	・本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じ、現地に赴き各班の指揮をとる。
災害警戒 本部付	秘書課長	・本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ・視察等に関すること。
事務局	危機管理防災課長	・本部会議の事務を行う。

※各総合支所長は、総合支所災害警戒本部にて、災害警戒本部員及び総合支所災害警戒本長として、本部との連携並びに各地域の災害対応の指揮をとる。

※災害警戒本部付は、必要に応じ、災害警戒本部長が認めた場合には、増員することができる。

第3節 総合支所災害警戒本部体制

【◎各総合支所地域振興課・各総合支所】

当該地域において、震度5弱の地震が発生した場合、また災害対策本部の設置基準に至らない災害が発生した場合に、震災時等における地域ごとの活動拠点として、騎西、北川辺及び大和の各総合支所に総合支所災害警戒本部を設置し、地域内の災害情報の収集や伝達、警戒活動を行う。

第1 総合支所災害警戒本部の組織等

1 責 務

総合支所災害警戒本部は、担当する地域内における被害状況の収集、災害警戒本部への連絡及び応援要請など、地域内の災害情報の収集や伝達、警戒活動にあたる。

2 総合支所災害警戒本部の組織及び所掌事務

(1) 本部の構成員

総合支所災害警戒本部長、総合支所災害警戒副本部長及び総合支所災害警戒本部員は、当該各号に定める者をもって充てる。

総合支所災害警戒 本部長	総合支所長
総合支所災害警戒 副本部長	総合支所地域振興課長
総合支所災害警戒 本部員	総合支所災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、加須市行政組織条例及び加須市組織規則等に規定する各総合支所の課の長とする。
事 務 局	総合支所地域振興課

※ 総合支所災害警戒本部長は、上記に掲げるもののほか、関係課長等必要と認めるものを本部員とすることができる。

(2) 所掌事務及び会議等

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ① 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ② 災害警戒本部との連絡調整に関すること。 ③ 総合支所災害警戒本部の配備体制に関すること。 ④ 所管する公共施設に関すること。 ⑤ 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
総合支所災害警戒本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合支所災害警戒本部会議は、総合支所災害警戒本部長、総合支所災害警戒副本部長、総合支所災害警戒本部員をもって構成する。 ② 総合支所災害警戒本部会議の庶務は、地域振興班が処理する。

3 総合支所災害警戒本部の構成と役割

職名	担当者名	役割
総合支所災害警戒 本部長	総合支所長	・総合支所災害警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
総合支所災害警戒 副本部長	地域振興課長	・総合支所災害警戒本部長を助け、本部長が不在のときは、その職務を代理する。
総合支所災害警戒 本部員	市民福祉健康課長 農政建設課長	・総合支所災害警戒本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じ、現地に赴き各班の指揮をとる。
事務局	地域振興課長	・総合支所災害警戒本部会議の事務を行う。

4 設置場所

総合支所庁舎 事務スペース又は会議室

第4節 災害対策本部体制

【◎危機管理防災課・全課】

市域に、震度5強以上の地震が発生した場合、又は市内に甚大な災害が発生した場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく加須市災害対策本部及び各機関の防災組織により被害発生を防御及び災害の拡大を防止するための対策を行い、市民の生命と財産を守るとともに被害の軽減を図る。

第1 災害対策本部の組織等

1 責務

市は、市域に、震度5強以上の地震が発生した場合、又は市内に甚大な災害が発生した場合は、法令、埼玉県地域防災計画及び加須市地域防災計画の定めるところにより、他市町村、県、指定地方行政機関等、区域内の公共的団体、市民などの協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害対策の実務に努める。

また、必要に応じて、災害に関する総合的な調整機関である加須市防災会議と緊密な連携を図り、地域における災害予防及び災害対策を実施する。

2 災害対策本部の組織及び所掌事務

(1) 災害対策本部の構成員

災害対策本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員は、次に定める者をもって充てる。

災害対策本部長	市長
災害対策副本部長	副市長、教育長
災害対策本部員	加須市行政組織条例及び加須市組織規則等に規定する部等の長（以下「本部員」という。）とし、また本部に災害対策本部付（以下「本部付」という。）として秘書課長を置き、必要に応じて関係各課の者をもってこれに充てる。
事務局	環境安全部危機管理防災課

※ 災害対策本部長は、上記に掲げるもののほか、関係部課長等必要と認めるものを災害対策本部員とすることができる。 ※資料第2「加須市災害対策本部条例」

(2) 所掌事務及び会議等

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ① 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ② 避難情報の発令に関すること。 ③ 埼玉県、政府機関及び公共機関等に対する応援要請に関すること。 ④ 災害救助法の適用申請に関すること。 ⑤ 隣接市町との相互応援に関すること。 ⑥ 県災害対策本部との連絡に関すること。 ⑦ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 ⑧ 災害対策本部の非常配備体制の廃止に関すること。 ⑨ 総合支所災害対策本部の設置に関すること。 ⑩ 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
------	--

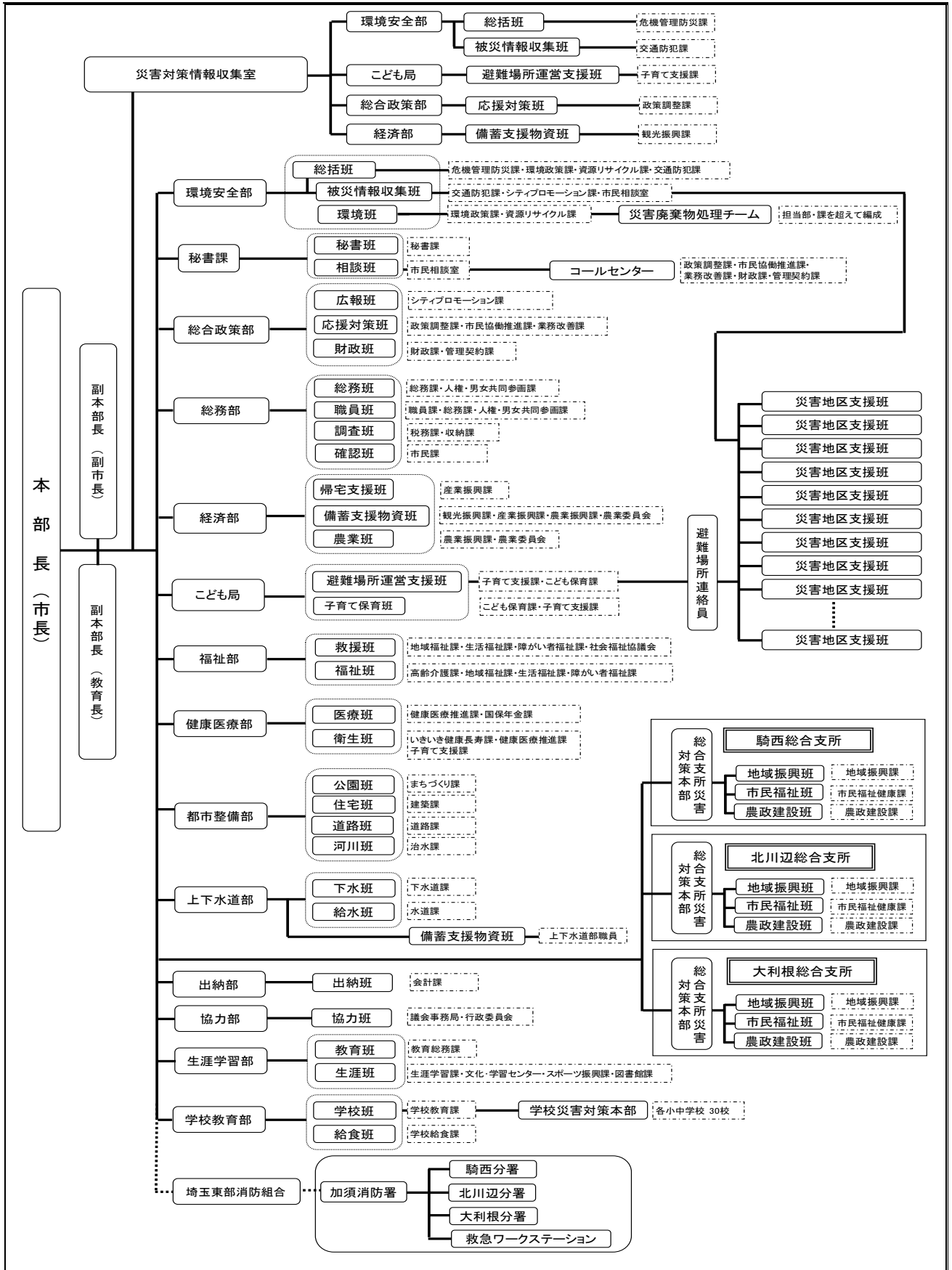
災害対策 本部会議	① 災害対策本部会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員及び本部付をもって構成する。 ② 災害対策本部会議の庶務は、総括班が処理する。
--------------	--

3 災害対策本部の構成及び役割

構成員	職名	役 割
災害対策 本部長	市長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
災害対策 副本部長	副市長 教育長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。(順位は第1に副市長、第2に教育長とする。)
災害対策 本部員	環境安全部長 総合政策部長 総務部長 経済部長 こども局長 福祉部長 健康医療部長 都市整備部長 上下水道部長 議会事務局長 会計管理者 行政委員会事務局長 騎西総合支所長 北川辺総合支所長 大利根総合支所長 生涯学習部長 学校教育部長 消防署長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 各災害対策の指揮をとり、必要に応じて現地におもむき各班の指揮をとる。 各総合支所長は、総合支所災害対策本部にて、災害対策本部員及び総合支所災害対策本長として、災害対策本部との連携並びに各地域の災害対応の指揮をとる。
災害対策 本部付	秘書課長 政策調整課長 職員課長 交通防犯課長 観光振興課長 子育て支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事するほか、災害対策の主要業務の指揮をとる。
アドバイザー	自衛隊、警察、 国交省リエゾン、 埼玉県職員、医師会	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な立場からの助言等
事務局	危機管理防災課長	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部会議の事務を行う。

※ 災害対策本部付は、必要に応じ、当該本部員が認めた場合には、増員することができる。

災害対策本部組織体制図【震災対策】



4 設置場所

本庁舎 庁議室 ※本庁舎が使用不能の場合は、騎西総合支所を第1代替施設とする。

第2 震災時における災害対策本部本部員の災害担当と主な役割

1 震災に関する本部員の災害対策と主な役割

災害対策本部本部員の担当する災害対策と主な役割を下記のとおり定める。

本部員（部名）	担当する災害対策	主な役割
環境安全部長	総括	災害対策の総括 災害対策本部の運営
	被災状況	被災情報の収集
	避難対策	避難対策
	生活支援	民生安定のための緊急措置
	廃棄物	災害廃棄物の処理
総合政策部長	受援	応援要請、要員確保 国・県・協定先との連絡調整
総務部長	職員	職員の安否、招集状況の確認 職員動員、配置の調整
	り災証明	家屋等被害調査体制の整備 り災証明交付体制の整備
	遺体	安否情報、遺体処置の対応
経済部長	物資	災害物資の管理 拠点集積所の運営
こども局長	避難場所	避難場所開設・運営 幼児・児童の安全確保
福祉部長	要援護者	在宅災害時要援護者の安全確保 福祉避難所の開設運営
	ボランティア	災害ボランティアセンターとの連携
	災害救助法	災害救助法の適用
健康医療部長	保健衛生	医療機関との連携 医療救護所の開設・運営 保健衛生、感染症予防への対策
都市整備部長	危険度判定	被災建物・宅地の危険度判定
	施設復旧	道路啓開、被害施設の応急対応 被害施設の応急対応
	仮設住宅	仮設住宅の設置
上下水道部長	上下水道	飲料水、生活水の供給
生涯学習部長	教育施設	学校施設等の応急対応 施設の被害調査 文化財等の退避及び被害調査
学校教育部長	文教	児童生徒の安全確保、把握
会計管理者	会計	義援金の受入れ・保管・配分
議会事務局長 行政委員会事務局長	議会	市議会議員との連携 各班の応援

秘書課長 市民相談室長	秘書 市民要望	本部長、副本部長の秘書
		コールセンターの運営
騎西総合支所長	騎西地域	地域内の被害調査
		総合支所災害対策本部の運営
		避難場所の運営
		災害時要援護者の避難対策
		被害施設の応急対応
北川辺総合支所長	北川辺地域	地域内の被害調査
		総合支所災害対策本部の運営
		避難場所の運営
		災害時要援護者の避難対策
		被害施設の応急対応
大利根総合支所長	大利根地域	地域内の被害調査
		総合支所災害対策本部の運営
		避難場所の運営
		災害時要援護者の避難対策
		被害施設の応急対応
埼玉東部消防組合 加須消防署長	消防	救出救助及び傷病者の搬送
		消防相互応援出動要請

2 災害対策本部の班組織・分掌事務

災害対策本部の各班の担当課と分掌事務を下記のとおり定める。

※凡例：★部局長(本部員)、☆副部局長、●班長、○班員(課長)

■環境安全部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
環境安全部 ★環境安全部長 ☆環境安全部副部長	総 括 班 ●危機管理防災課 ○交通防犯課 ○環境政策課 ○資源リサイクル課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の準備、開設に関する事。 ・災害対策本部長の命令伝達及び災害対策本部の運営に関する事。(以降継続) ・災害対策本部と各班(課)・各節責任課及び総合支所との総合調整に関する事。(以降継続) ・災害救助法に関する事。(以降継続) ・職員配備計画及び初動活動計画に関する事。(以降継続) ・消防活動・応援受入に関する事。(以降継続) ・避難情報の発令に関する事。 ・避難場所の開設に関する事。 ・被害状況の一括集約、報告に関する事。(以降継続) ・避難対策及び避難住民の総合的把握に関する事。(以降継続) ・防災行政無線での広報内容に関する事。(以降継続) ・国、県、警察署、加須消防署(消防団)、市町村、交通機関等の連絡調整及び被害情報の集約、伝達に関する事。(以降継続) ・災害備蓄品の配給内容・調整に関する事。(以降継続) ・自衛隊の派遣要請依頼に関する事。 ・業務継続計画(BCP)の進行管理の連絡調整に関する事。(以降継続) ・報道機関の取材対応に関する事。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤職員の配置状況の集約に関する事。(以降継続) ・被害状況の全体的な把握に関する事。(以降継続) ・各避難場所との連絡調整・受入体制の整備に関する事。(以降継続) ・ヘリコプターによる空中輸送体制に関する事。 ・被災者台帳の作成に関する事。(以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の生活環境及び集約に関する事。(以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害指定手続に関する事。 ・民生安定のための緊急措置に関する事。

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
環境安全部	第4章 第1節 職員配備体制 第2節 職員動員体制・初動活動 第3節 災害警戒本部・活動体制 第5節 災害対策本部・活動体制 第7節 災害地区支援班・活動体制 第8節 大規模地震(震度5強以上)に対応する行動計画【震災タイムライン】 第9節 災害情報収集・伝達 第10節 災害対策情報収集室・活動体制 第12節 災害救助法の適用 第13節 避難対策 第14節 震災時避難場所の運営・再編 第16節 帰宅困難者対策 第22節 応援要請・要員確保 第23節 消防活動・応援受入れ 第24節 自衛隊派遣要請 第27節 自治協力団体(自主防災組織)との連携 第28節 民生委員・児童委員との連携 第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給 第37節 避難者に関する安否情報の提供 第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】 第4節 迅速な災害復旧【公共施設、インフラ復旧】	
	被災情報収集班 ●交通防犯課 ○シティブロモーション課 ○市民相談室	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災情報の収集及び分析、報告に関すること。(以降継続) 警察等関係機関及び交通・防犯関係団体との連絡調整及び協力要請に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通施設災害応急対策に関すること。(以降継続) 災害時の防犯に関すること。(以降継続)
	第4章 第7節 災害地区支援班・活動体制 第9節 災害情報収集・伝達 第10節 災害対策情報収集室・活動体制 第20節 交通対策 第26節 災害警備対策 第37節 避難者に関する安否情報の提供	
	環 境 班 ●環境政策課 ○資源リサイクル課 (各所管施設)	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の被害状況調査に関すること。 公害原因物質の汚染状況調査及び応急対策指導、緊急処理に関すること。(以降継続) 災害廃棄物処理に関すること。(以降継続) 仮置場の開設・運営に関すること。(以降継続) 仮設トイレの設置及びし尿処理に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活ごみの処理及び収集に関すること。(以降継続) 死亡獣畜の処理及び動物の保護に関すること。(以降継続) 防疫に関すること。(以降継続) 災害廃棄物処理チームの編成及び運用に関すること。(以降継続)

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
環境安全部	環 境 班	<p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の個別収集に関する事。 (以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねずみ、害虫駆除に関する事。 ・被災家屋等の消毒に関する事。
	第4章 第17節 ペット対策 第19節 災害時に発生する廃棄物対策 第30節 防疫対策	

■秘書課

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
秘書課 ★秘書課長 ☆市民相談室長	秘書班 ●秘書課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び副本部長の秘書に関する事。 (以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害見舞、視察等に関する事。 (以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援を受けた自治体、関係機関、企業等への御礼に関する事。
	第4章 第2節 災害警戒本部・活動体制 第4節 災害対策本部・活動体制	
	相談班 ●市民相談室	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難等相談窓口（コールセンター）の設置に関する事。 (以降継続) ・被災情報の収集及び分析、報告に関する事。 (以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの問い合わせ、相談、要望の受付及び処理に関する事。 (以降継続) ・陳情等に関する事。 (以降継続)
	第4章 第9節 災害情報収集・伝達 第11節 災害広報 第18節 コールセンターの設置・運営	

■総合政策部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
総合政策部 ★総合政策部長 ☆総合政策部副部長	広 報 班 ●シティプロモーション課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との連絡、調整及び取材対応に関する事。 (以降継続) ・被災情報の収集及び分析、報告に関する事。 (以降継続) ・避難情報及び避難場所に関する情報の提供に関する事。 (以降継続)

<p>総合政策部</p>	<p>広報班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン、交通に関する情報の提供に関する事。 (以降継続) ・災害記録の写真撮影、編集及び保存に関する事。 (以降継続) 【1日～3日以内に着手】 ・水や食料、生活物資の供給、災害廃棄物等に関する情報の提供に関する事。 (以降継続) 【1週間～1か月以内に着手】 ・災害復旧に関する情報の提供に関する事。 (以降継続)
<p>第4章 第9節 災害情報収集・伝達 第10節 災害対策情報収集室・活動体制 第11節 災害広報 第13節 避難対策 第37節 避難者に関する安否情報の提供</p>		
<p>受援対策班 ●政策調整課 ○市民協働推進課 ○業務改善課</p>		<p>【発災当日中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や協定団体との災害受援対策に関する事。 (以降継続) ・施設利用者の誘導及び安全確保に関する事。 ・施設の被害状況の把握及び安全確認に関する事。 ・避難場所の準備、開設、運営に関する事。 (以降継続) ・所管施設の避難住民の把握に関する事。 ・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関する事。 ・庁内ネットワークの安定運用に関する事。 (以降継続) ・災害時応援協定締結先への応援要請に関する事。 (以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各班の応援要望及び必要物資の把握と調整に関する事。 (以降継続) ・自治協力団体（自主防災組織）からの相談、連絡並びに総合調整に関する事。 (以降継続) ・ボランティアの調整に関する事。 (以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策時の住民情報システム及び情報ネットワークの安定運用管理に関する事。 (以降継続) ・災害救助法の適用に関する事。 (以降継続)
<p>第4章 第10節 災害対策情報収集室・活動体制 第11節 災害広報 第12節 災害救助法の適用 第13節 避難対策 第16節 帰宅困難対策 第18節 コールセンターの設置・運営 第20節 交通対策 第22節 応援要請・要員確保 第24節 自衛隊派遣要請 第26節 災害警備対策 第27節 自治協力団体（自主防災組織）との連携</p>		

総合政策部	第29節 災害ボランティアセンターの設置 第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給 第37節 避難者に関する安否情報の提供 第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】 第5節 計画的な災害復興	
	財 政 班 ●財政課 ○管理契約課	【発災当日中に着手】 ・受援対策班の協力に関する事。 (以降継続) 【1日～3日以内に着手】 ・市有財産の被害調査に関する事。 ・緊急予算編成及び資金調達に関する事。 (以降継続) ・コールセンターに関する事。 (以降継続) 【4日～7日以内に着手】 ・緊急工事、物品購入等の契約に関する事。 (以降継続) ・災害ボランティアセンターとの調整に関する事。 (以降継続) 【1週間～1か月以内に着手】 ・公用負担等による損失補償問題に関する事。
	第4章 第12節 災害救助法の運用 第18節 コールセンターの設置・運用 第34節 電気・ガス・通信設備の災害応急対策 第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】	

■総務部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
総 務 部 ★総務部長 ☆総務部副部長	総 務 班 ●総務課 ○人権・男女共同参画課	【発災当日中に着手】 ・庁舎の被害調査に関する事。 ・停電対策に関する事。 ・自衛隊の受け入れに関する事。 (以降継続) 【1日～3日以内に着手】 ・公用車の配置及び輸送車両の確保に関する事。 (以降継続) ・庁舎への食料、物資保管の準備に関する事。 (以降継続) ・自衛隊及びその他機関職員の連絡調整に関する事。 (以降継続) 【1週間～1か月以内に着手】 ・災害状況の統計処理等に関する事。 ・庁舎及び公用車両の維持管理に関する事。
第4章 第22節 応援要請・要員確保 第24節 自衛隊派遣要請 第36節 輸送車両の確保 第37節 避難者に関する安否情報の提供		

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
総 務 部	職 員 班 ●職員課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の安否、動員、参集状況の把握に関する事。 (以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の計画的な配置に関する事。 (以降継続) ・災害対応職員の飲食料等の確保に関する事。 (以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害従事職員の災害補償及び諸手当に関する事。 (以降継続) ・職員の健康管理 (心のケア等) に関する事。 (以降継続) ・労務力の確保に関する事。 (以降継続) <p>【8日以降に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害従事職員の災害補償及び諸手当に関する事。
	第4章 第1節 職員配備体制 第2節 職員動員体制・初動活動 第7節 災害地区支援班・活動体制 第10節 災害対策情報収集室・活動体制 第22節 応援要請・要員確保 第24節 自衛隊派遣要請 第38節 文教対策	
	調 査 班 ●税務課 ○収納課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋等の被害調査に係る体制の構築に関する事。 <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害認定調査、り災証明書交付等に関する広報・窓口開設に関する事。 (以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋等の被害認定調査に関する事。 (以降継続) ・り災証明、被災証明の交付手続きに関する事。 (以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税の減免及びその他納税相談に関する事。
	第4章 第12節 災害救助法の適用 第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】	

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
総 務 部	確 認 班 ●市民課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人被災者に対する災害情報や避難等の周知に関する こと。 ・遺体の処理に関する関係機関等との体制の構築に関する こと。(以降継続) ・棺やドライアイスの確保に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の安全確保に関すること。 ・行方不明者及び遺体の捜索に関すること。(以降継続) ・市民等の安否に関する情報の提供に関すること。(以降継続) ・遺体の収容・処理に関すること。(以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の埋葬・火葬に関すること。(以降継続) ・死亡者の広報に関すること。(以降継続)
	第4章 第16節 帰宅困難者対策 第37節 避難者に関する安否情報の提供 第42節 遺体の収容 第5章 第2節 遺体の収容及び埋・火葬	

★部局長(本部長) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画) 責任課長

■経済部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
経 済 部 ★経済部長 ☆経済部副部長	帰宅支援班 ●産業振興課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者に対する交通機関や避難場所等の情報提供 及び支援に関すること。(以降継続) ・備蓄支援物資班の協力に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の帰宅活動への支援に関すること。 <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工団体との連絡調整に関すること。(以降継続) ・市内小売販売業者等への状況連絡に関すること。 ・市内小売販売業者等に対する調達品の搬入要請に関する こと。(以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた中小企業者に対する資金の制度融資等に 関すること。 ・商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること。 ・商業者に対する金融措置に関すること。 ・災害に係る住宅修繕工事助成制度に関すること。

経 済 部	第4章 第16節 帰宅困難者対策 第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給 第37節 避難者に関する安否情報の提供 第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】	
	備蓄支援物資班 ●観光振興課 ○産業振興課 ○農業振興課 ○農業委員会事務局	【発災当日中に着手】 ・避難場所に対する備蓄物資の搬送に関すること。(以降継続) ・災害用物資の管理・調達に関すること。(以降継続) 【1日～3日以内に着手】 ・調達品の拠点集積場所の開設運営に関すること。(以降継続) ・調達品の受入、搬送記録の確認に関すること。(以降継続)
	第4章 第10節 災害対策情報収集室・活動体制 第31節 飲料水の供給 第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給	
	農 業 班 ●農業振興課 ○農業委員会事務局	【発災当日中に着手】 ・所管施設利用者の安全確保に関すること。 ・所管施設の避難住民の把握に関すること。(以降継続) ・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関すること。(以降継続) ・備蓄支援物資班の協力に関すること。(以降継続) 【4日～7日以内に着手】 ・農作物等の被害調査に関すること。(以降継続) ・農業施設、水産施設、畜産施設等の被害状況の調査に関すること。(以降継続) ・農業団体との連絡調整に関すること。(以降継続) ・農作物等の確保及び輸送の総合統括に関すること。(以降継続) ・農作物等の調達、保管及び防疫に関すること。(以降継続) 【1週間～1か月以内に着手】 ・農家に対する金融措置に関すること。
第4章 第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給 第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】		

■こども局

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
こども局 ★こども局長 ☆こども局副局長	避難場所運営支援班 ●子育て支援課 ○こども保育課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開設・運営に関すること。(以降継続) ・避難場所からの情報収集に関すること。(以降継続) ・避難場所の情報発信に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所交代要員の要請に関すること。(以降継続) ・避難場所の再編の検討に関すること。(以降継続) ・避難場所運営マニュアルに基づく避難場所ルールの構築に関すること。(以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の再編に関すること。(以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉所に向けた準備に関すること。
第4章 第7節 災害地区支援班・活動体制 第10節 災害対策情報収集室・活動体制 第13節 避難対策 第14節 震災時避難場所の運営・再編 第28節 民生委員・児童委員との連携 第37節 避難者に関する安否情報の提供 第38節 文教対策 第39節 子育て保育対策 第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】		
	災害地区支援班 ●災害地区支援班班長 ○同副班長	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開設、運営に関すること。(以降継続) ・該当地区内の被害状況の収集及び報告に関すること。(以降継続) ・避難者の誘導、受入に関すること。(以降継続) ・災害時要援護者の支援に関すること。(以降継続) ・避難者カードの配布、名簿の作成に関すること。(以降継続) ・安否確認(災害時要援護者を含む。)に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治協力団体、自主防災組織等との避難場所運営に関すること。(以降継続) ・救援物資の支給援護に関すること。(以降継続) ・避難場所運営マニュアルに基づく避難場所ルールの構築に関すること。(以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助避難場所への誘導等に関すること。

<p>こども局</p>	<p>子育て保育班 ●子育て支援課 ○こども保育課 (各所管施設)</p>	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童の安全確保に関すること。 ・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。(以降継続) ・民間の教育・保育関連施設の被害調査及び連絡調整に関すること。(以降継続) ・所管施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 ・所在地周辺の被害状況の収集、報告に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の保健、衛生及び清掃に関すること。(以降継続) ・所管施設の機能回復に要する諸手続きに関すること。(以降継続) ・その他保育に関すること。 <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況に関する県等への報告に関すること。(以降継続) ・関係する民間施設等の被害調査に関すること。 ・指定避難場所収容が困難な場合における施設開放の指示に関すること。(以降継続)
<p>第4章 第13節 避難対策 第15節 災害時要援護者の安全確保 第37節 避難者に関する安否情報の提供 第38節 文教対策 第39節 子育て保育対策 第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】</p>		

■福祉部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>福 祉 部 ★福祉部長 ☆福祉部副部長</p>	<p>救 援 班 ●地域福祉課 ○生活福祉課 ○障がい者福祉課 ○社会福祉協議会</p>	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所等の被災者のいる施設と連携し、災害時要援護者の安否確認及び避難誘導等に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。(以降継続) ・災害救助法の申請準備、適用実務に関すること。(以降継続) ・所管公共施設、民間施設の被害調査、連絡調整に関すること。 ・社会福祉協議会との連絡、協力要請に関すること。(以降継続) ・災害時要援護者の救援等に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p>

<p>福祉部</p>	<p>救護班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者及び遺体の捜索に関する事。 (以降継続) ・遺体の収容・処理に関する事。 (以降継続) ・行方不明者の相談に関する事。 (以降継続) 【4日～7日以内に着手】 ・災害ボランティアセンターの運営の補佐に関する事。 (以降継続) 【1週間以降に着手】 ・被災者生活再建支援制度及び埼玉県・市町村被災者安心支援制度に関する事。 (申請書の受理) ・災害融資・弔慰金等の支給に関する事。 <p>第4章 第12節 災害救助法の適用 第13節 避難対策 第14節 震災時避難場所の運営・再編 第15節 災害時要援護者の安全確保 第22節 応援要請・要員確保 第28節 民生委員・児童委員との連携 第29節 災害ボランティアセンターの設置 第37節 避難者に関する安否情報の提供 第40節 行方不明者及び遺体の捜索</p> <p>第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】 第2節 遺体の収容及び埋・火葬</p>
<p>★社会福祉協議会 (本部付)</p>	<p>●社会福祉協議会</p>	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの開設準備に関する事。(以降継続) 【1日～3日以内に着手】 ・ボランティア募集の周知に関する事。(以降継続) ・災害ボランティアセンターの運営に関する事。(以降継続) <p>第13節 災害ボランティアセンターの設置・運営</p>
<p>福祉部</p>	<p>福祉班 ●高齢介護課 ○地域福祉課 ○生活福祉課 ○障がい者福祉課 (各所管施設)</p>	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の災害時要援護者の安否確認及び避難誘導等の指示に関する事。 ・施設の被害調査に関する事。 ・所管施設利用者の安全確保に関する事。 ・所管施設の避難住民の把握に関する事。(以降継続) ・施設避難場所と本部との連絡調整に関する事。(以降継続) ・災害時要援護者の救済に関する事。(以降継続) 【1日～3日以内に着手】 ・介護サービス提供事業者の被害調査及び連絡調整に関する事。(以降継続) ・施設の保健、衛生及び清掃に関する事。(以降継続)

福祉部	福祉班	<p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する介護保険被保険者証等の交付や介護保険料及び利用料の減額免除等に関する事。 (以降継続) 社会福祉施設の応急対策に関する事。 (以降継続)
	<p>第4章</p> <p>第12節 災害救助法の適用</p> <p>第13節 避難対策</p> <p>第15節 災害時要援護者の安全確保</p> <p>第37節 避難者に関する安否情報の提供</p> <p>第5章</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置 【市民への支援】</p>	

■健康医療部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>健康医療部</p> <p>★健康医療部長</p> <p>☆健康医療部副部長</p>	<p>医療班</p> <p>●健康医療推進課</p> <p>○国保年金課</p> <p>○国民健康保険北川辺診療所</p>	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の安全確保に関する事。 医療機関の被害状況、調査に関する事。 医薬機関との連絡調整に関する事。(救援労力の要請 (以降継続)) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消毒薬品及び医療用資機材の受入、回収に関する事。(以降継続) 医薬品、衛生材料及び保存血液等の調達、補給に関する事。(以降継続) 医療救護所の開設運営に関する事。(以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者証の再交付及び一部負担金の減免、並びに国保税及び後期高齢者医療保険料の減免等に関する事。
	<p>第4章</p> <p>第25節 救急救助・医療救護活動</p> <p>第30節 防疫対策</p> <p>第37節 避難者に関する官費情報の提供</p> <p>第5章</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置 【市民への支援】</p>	
	<p>衛生班</p> <p>●いきいき健康長寿課</p> <p>○健康医療推進課</p> <p>○子育て支援課</p>	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の安全確保に関する事。 保健所及び関係機関との連絡調整に関する事。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健衛生対策に関する事。(以降継続) 感染症予防及び防疫対策に関する事。(以降継続) り災者への心のケアに関する事。(以降継続) 健康相談及び保健指導に関する事。(以降継続)

	第4章 第25節 救急救助・医療救護活動
--	-------------------------

■都市整備部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
都市整備部 ★都市整備部長 ☆都市整備部副部長	公園班 ●まちづくり課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内被害調査に関する事。 (以降継続) ・公園、公園予定地、駅前広場等の現況確認に関する事。 ・駅前広場周辺における混乱防止及び避難場所への誘導に関する事。 <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災宅地の危険度判定等に関する事。 (以降継続) ・関係機関との連絡調整に関する事。 (以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園、公園予定地、駅前広場等の安全点検、緊急整備及び復旧整備に関する事。 ・災害復興都市計画に関する事。
	第4章 第19節 災害時に発生する廃棄物対策 第5章 第3節 応急仮設住宅の設置・住宅応急修理の実施	
	住宅班 ●建築課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等の被害状況の収集及び報告に関する事。 <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物の危険度判定等に関する事。 (以降継続) ・市営住宅等の避難住民の把握に関する事。 (以降継続) ・建設業者・関係機関との連絡調整に関する事。 (以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・り災者からの住宅相談の実施に関する事。 (以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設の準備及び建設に関する事。 ・り災住宅の応急処理に関する事。 ・被災家屋の解体、撤去に関する事。
	第4章 第33節 被災建築物・宅地の危険度判定 第5章 第3節 応急仮設住宅の設置・住宅応急修理の実施	
	道路班 ●道路課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、道路、区画整理による道路、街路樹等の被害状況の現地調査に関する事。 ・緊急輸送道路の啓開作業に関する事。 (以降継続)

都市整備部	道路班	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制等の連携体制に関する事。 (以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧用資機材、土砂等の調達及び運搬に関する事。 (以降継続) ・関係機関との連絡調整に関する事。 (以降継続)
	第4章 第19節 災害時に発生する廃棄物対策 第20節 交通対策 第34節 電気・ガス・通信設備の災害応急対策 第35節 緊急輸送道路の確保	
	河川班 ●治水課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路等の被害状況の現地調査に関する事。 (以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連絡調整に関する事。 (以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害箇所の仮復旧及び本復旧に関する事。 ・災害復旧事業に関する事。
	第4章 第19節 災害時に発生する廃棄物対策 第35節 緊急輸送道路の確保	

■上下水道部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
上下水道部 ★上下水道部長 ☆下水道課長	下 水 班 ●下水道課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設及び農業集落排水処理施設の被害状況の調査及び報告に関する事。 <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関及び民間機関との連絡調整に関する事。 (以降継続) ・下水道施設及び農業集落排水処理施設の危険防止及び応急処理に関する事。 (以降継続) ・食料・生活必需品等の受入れ・供給に関する事。 (以降継続) ・物資の輸送に関する事。 (以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧計画立案及び実施に関する事。 (以降継続)
	第4章 第19節 災害時に発生する廃棄物対策 第31節 飲料水の供給 第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給	

<p>上下水道部</p>	<p>給水班 ●水道課</p>	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害調査に関する事。 ・被害状況の収集及び調査に関する事。 ・市民からの電話相談の対応に関する事。(以降継続) ・飲料水及び生活用水の確保に関する事。(以降継続) ・給水及び生活用水活動の記録に関する事。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関及び民間機関との連絡調整に関する事。(以降継続) ・避難場所や断水地区への飲料水及び生活用水の供給に関する事。(以降継続) ・給水及び生活用水の広報に関する事。(以降継続) ・危険予防及び応急修理に関する事。(以降継続) ・物資の輸送に関する事。(以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険予防及び応急修理に関する事。(以降継続) ・復旧計画、復旧資機材の調達に関する事。(以降継続) ・飲料水の水源確保と水質検査に関する事。(以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水及び生活用水計画に関する事。 ・水道復旧の広報に関する事。 ・渴水等の予算措置に関する事。
<p>第4章 第31節 飲料水の供給 第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給</p>		

■生涯学習部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>生涯学習部 ★生涯学習部長 ☆生涯学習部副部長</p>	<p>教育班 ●教育総務課</p>	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の開設に関する事。(以降継続) ・所管施設の被害状況の調査、集約、報告に関する事。(以降継続) ・関係機関及び教育委員会各班との連絡調整に関する事。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設を利用するための資機材の確保に関する事。(以降継続) ・学校施設等の応急対応に関する事。(以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害見舞、視察等に関する事。

生涯学習部	第4章 第13節 避難対策 第38節 文教対策	
	生涯班 ●生涯学習課 ○文化・学習センター ○スポーツ振興課 ○図書館課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況の調査、集約、報告に関する事。 ・施設利用者の安全確保に関する事。 ・避難場所の準備、開設、運営に関する事。(以降継続) ・所管施設の避難住民の把握に関する事。(以降継続) ・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関する事。(以降継続) ・運搬可能な文化財の退避 <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地周辺の被害情報の報告に関する事。 ・所管施設等の応急対応に関する事。(以降継続) ・所管施設における災害対応支援に関する事。(以降継続) ・施設の保健、衛生及び清掃に関する事。(以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財等の被害調査に関する事。
	第4章 第38節 文教対策	

■学校教育部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
学校教育部 ★学校教育部長	学 校 班 ●学校教育課 (幼稚園) (小・中学校)	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児、児童及び生徒の安全確保、把握に関する事。(以降継続) ・避難場所の準備、開設、運営に関する事。(以降継続) ・保護者との連絡調整に関する事。(以降継続) ・施設の被害調査及び報告に関する事。(以降継続) ・教職員の非常配備等に関する事。(以降継続) ・関係機関及び教育委員会各班との連絡調整に関する事。(以降継続) ・所管施設の避難住民の把握に関する事。(以降継続) ・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関する事。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地周辺の被害状況の報告に関する事。(以降継続) ・被災校の保健及び衛生に関する事。(以降継続) ・避難場所の炊き出し場所等の指定に関する事。(以降継続) ・学校給食の停止、継続及び周知に関する事。(以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p>

学 校 教 育 部	学 校 班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育及び学校教育関係者の要請、受入に関する事。 (以降継続) ・応急教育実施場所の確保に関する事。 (以降継続) ・教科書、教材等の調達及び給付に関する事。 (以降継続) ・炊き出し業務に関する事。 (以降継続) ・児童、生徒の応急教育に関する事。 (以降継続)
	第4章 第13節 避難対策 第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給 第37節 避難者に関する安否情報の提供 第38節 文教対策	
	給 食 班 ●学校給食課	【発災当日中に着手】 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食施設等の被害調査及び報告に関する事。 ・学校班との連絡調整に関する事。 (以降継続) ・保護者からの給食の問い合わせに関する事。 (以降継続) 【1日～3日以内に着手】 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所との連携に関する事。 (以降継続) ・業者との連絡調整に関する事。 (以降継続) ・学校給食の停止、継続及び周知に関する事。 (以降継続) ・学校給食センターにおける炊き出し業務及び食材の確保に関する事。 (以降継続) 【4日～7日以内に着手】 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の再開に関する事。 (以降継続) ・学校給食教育指導に関する事。 (以降継続)
	第4章 第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給 第38節 文教対策	

■出納部・協力部・秘書課

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
出 納 部 ★会計管理者	出 納 班 ●会計課	【1日～3日以内に着手】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策費の出納・保管に関する事。 (以降継続) 【4日～7日以内に着手】 <ul style="list-style-type: none"> ・義援金の受入・保管・配分に関する事。 (以降継続)
	第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】	
協 力 部 ★議会事務局長 ☆行政委員会事務局局長	協 力 班 ●議会事務局議事課 ○行政委員会事務局	【発災当時中に着手】 <ul style="list-style-type: none"> ・各班への協力、応援に関する事。 (以降継続) ・議会災害対策会議の運営に関する事。 (以降継続) ・被害情報の議員への情報提供に関する事。 (以降継続) 【1週間～1か月以内に着手】 <ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員の被災地視察に関する事。 ・議会再開に向けた準備に関する事。
	—	

■加須消防署

部 課 名 等	分 掌 事 務
加須消防署 ★消防署長	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害調査に關すること。(以降繼續) ・指揮運用・指令伝達に關すること。(以降繼續) ・救出救助及び避難誘導、傷病者の搬送に關すること。(以降繼續) ・關係機關への連絡に關すること。(以降繼續) ・災害情報の収集・調査・記録に關すること。(以降繼續) ・災害現場広報に關すること。(以降繼續) ・消防団の招集に關すること。(以降繼續) ・必要資機材等の調達に關すること。(以降繼續) ・危険物等の災害防止措置に關すること。(以降繼續) ・機械器具故障対策に關すること。(以降繼續) ・消防通信の統制運用に關すること。(以降繼續)
第4章 第23節 消防活動・応援受入れ 第25節 救急救助・医療救護活動 第37節 避難者に關する安否情報の提供 第40節 行方不明者及び遺体の搜索 第41節 遺体の収容 第5章 第2節 遺体の収容及び埋・火葬	

備 考

- (1) 本部長は、震災の規模及び被害の状況に応じ必要があると認めるときは、本表の分掌事務にかかわらず、部や班を配置換えすることができる。
- (2) 各部長は、震災の規模及び被害の状況に応じ必要があると認めるときは、本表の分掌事務にかかわらず、部内の班を配置換えすることができる。
- (3) 本部長は、協力部を適宜各部へ配置することができる。
- (4) 本部長は、必要があると認めるときは、本表の他に部や班を編成することができる。
- (5) 部長は、必要があると認めるときは、各総合支所に総合支所災害対策本部を設置することができる。

【部や班の分掌事務における共通事項】

- ① 所管施設の被害状況報告に關すること。
- ② 職員の動員報告に關すること。
- ③ 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に關すること。
- ④ 班の対応に伴う震災記録に關すること。
- ⑤ 市民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動等に關すること。
- ⑥ 本部等の指示、要請に従い、各部の応援に關すること。
- ⑦ 所管施設の避難状況の取りまとめ及び報告に關すること。
- ⑧ 所管施設の避難場所の開設及び管理、避難者の収容に關すること。

第5節 総合支所災害対策本部体制

【◎各総合支所地域振興課・各総合支所】

災害時における地域ごとの活動拠点として、騎西、北川辺及び大和の各総合支所に総合支所災害対策本部を設置し、避難対策の円滑な実施を図る。

第1 総合支所災害対策本部の組織等

1 責務

総合支所災害対策本部は、担当する地域内における被害状況の収集、災害対策本部への連絡及び応援要請など、地域内の避難対策を統括する。

2 総合支所災害対策本部の組織及び所掌事務

(1) 本部の構成員

総合支所災害対策本部長、総合支所災害対策副本部長及び総合支所災害対策本部員は、当該各号に定める者をもって充てる。

総合支所災害対策 本部長	総合支所長
総合支所災害対策 副本部長	総合支所地域振興課長
総合支所災害対策 本部員	総合支所災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、加須市行政組織条例及び加須市組織規則等に規定する各総合支所の課の長とする。
事務局	総合支所地域振興課

※ 総合支所災害対策本部長は、上記に掲げるもののほか、関係課長等必要と認めるものを本部員とすることができる。

(2) 所掌事務及び会議等

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ① 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ② 各災害対策本部等との連絡に関すること。 ③ 本部の配備体制に関すること。 ④ 住民の避難に関すること。 ⑤ 所管する公共施設に関すること。 ⑥ 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
総合支所災害対策本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ① 総合支所災害対策本部会議は、総合支所災害対策本部長、総合支所災害対策副本部長、総合支所災害対策本部員をもって構成する。 ② 総合支所災害対策本部会議の庶務は、地域振興班が処理する。

3 総合支所災害対策本部の構成と役割

職名	担当者名	役割
総合支所災害対策 本部長	総合支所長	・総合支所災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
総合支所災害対策 副本部長	地域振興課長	・総合支所災害対策本部長を助け、本部長が不在のときは、その職務を代理する。
総合支所災害対策 本部員	市民福祉健康課長 農政建設課長	・総合支所災害対策本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じ、現地に赴き各班の指揮をとる。
本部付	消防副団長	・消防団に関すること。
事務局	地域振興課長	・総合支所災害対策本部会議の事務を行う。

4 設置場所

総合支所庁舎 事務スペース又は会議室

5 総合支所災害対策本部の班組織・分掌事務

総合支所災害対策本部の各班の担当課と分掌事務を下記のとおり定める。

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
各総合支所 (総合支所本部) ★総合支所長 ☆地域振興課長	地域振興班 ●地域振興課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支所本部総括に関すること。(以降継続) ・施設利用者の誘導及び安全確保に関すること。 ・総合支所本部の設置に関すること。 ・地震情報の把握及び情報提供に関すること。 ・防災行政無線による市民への呼びかけ(情報提供) に関すること。(以降継続) ・被害状況収集に関すること。(以降継続) ・避難場所開設運営に関すること。(以降継続) ・消防団等の防災機関との連絡・調整に関すること。(以降継続) ・各避難場所への物資搬送に関すること。(以降継続) ・避難場所への仮設トイレ設置(断水時)に関すること。(以降継続) ・関係施設の被害状況把握及び安全確保に関すること。 ・公用車、輸送車両の確保に関すること。(以降継続) ・職員体制の配置に関すること。(以降継続) ・(停電時)支所内に発電機の設置に関すること。(以降継続) ・(停電時・断水時)仮設トイレの設置に関すること。(以降継続) ・災害廃棄物処理に関すること。(以降継続)

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
各総合支所	地域振興班	<p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況収集及び情報提供(支所全庁対応)に関する事 こと。(以降継続) ・応援要請(被害が甚大である場合や職員が被災により参 集困難な場合等)に関する事。(以降継続) ・地域の自治協力団体(自主防災組織)との連絡調整に関す ること。(以降継続) ・救援物資(義援品含む)の受入、管理、配送に関する事。 (以降継続) ・ボランティアの受入、管理に関する事。(以降継続) ・災害廃棄物仮置き場の運営に関する事。(以降継続) ・市民からの電話相談対応に関する事。(以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救援物資(義援品含む)の受入、管理、配送に関する事。 (以降継続) ・公用車及び発電機の燃料確保に関する事。(以降継続) ・ねずみ及び害虫駆除に関する事。(以降継続) ・災害廃棄物処理の個別収集に関する事。(以降継続) <p>※その他、環境安全部・秘書課・市民相談室・総合政策部・ 総務部・出納部に準じること。</p>
<p>第4章 第5節 総合支所災害警戒本部・活動体制 第6節 総合支所災害対策本部・活動体制</p>		
	市民福祉班 ●市民福祉健康課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の誘導及び安全確保に関する事。 ・関係施設(民間施設を含む)の被害状況把握(児童、障害、 介護、老人福祉等)に関する事。(以降継続) ・福祉避難所の準備、開設調整に関する事。(以降継続) ・災害時要援護者等の安否確認に関する事。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所等への医療職職員の派遣・配置に関する事。(以 降継続) ・傷病者等対応支援(地域防災組織、医療・福祉機関等と連 携)に関する事。(以降継続) ・被害状況収集(支所全庁対応)に関する事。(以降継続) ・市民からの電話相談対応に関する事。(以降継続) <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者等の状況確認に関する事。(以降継続) ・り災証明の相談・発行に関する事。(以降継続) ・遺体の保管・保全に関する事。(以降継続) ・市民の安否情報管理に関する事。(以降継続)

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
各総合支所	市民福祉班	<p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税の免除及びその他納税相談に関すること。 <p>※その他、福祉部・健康医療部に準じること。</p>
	<p>第4章 第12節 災害救助法の適用 第28節 民生委員・児童委員との連携 第37節 避難者に関する安否情報の提供 第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】</p>	
	<p>農政建設班 ●農政建設課</p>	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業施設利用者の誘導及び安全確保に関すること。 ・関係施設の被害状況把握(道路、水路、排水機場、橋梁、公園、駅前広場、上下水道等)に関すること。(以降継続) ・緊急輸送道路の障害物除去(道路パトロール)に関すること。(以降継続) ・危険箇所の交通規制等に関すること。(以降継続) <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業関係施設の被害状況把握に関すること。(以降継続) ・農地、農業施設等の被害状況収集に関すること。(以降継続) ・被害状況収集(支所全庁対応)に関すること。(以降継続) ・施設の応急復旧(道路、水路、排水機場、上下水道等)に関すること。(以降継続) ・避難場所及び断水地区への生活用水・飲料水の提供に関すること。(以降継続) ・地域内被害状況収集(支所全庁対応)に関すること。(以降継続) ・市民からの電話相談対応に関すること。(以降継続) <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の災害復旧に関すること。 ・農地、農業施設等の応急復旧に関すること。 <p>※その他経済部・都市整備部・上下水道部に準じること。</p>
	<p>※ 本庁の分掌事務一覧に準じる。</p>	

★部局長(本部員) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画) 責任課長

第6節 防災関係機関の業務

市民の生命・身体・財産を災害から守るため、加須市が防災の第一次的責任者となり防災関係機関及び市民の協力を得て、防災活動を実施する。

第1 市の処理すべき事務又は業務

加須市役所 Tel.0480(62)1111

市は、災害予防、災害応急及び災害復旧の対策に関し、次の事項を実施するとともに、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務に協力し、その総合調整を図る。

1 災害予防対策

- (1) 加須市防災会議事務に関すること。
- (2) 防災に関する市民への啓発及び教育に関すること。
- (3) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (4) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (5) 防災に関する物資、資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- (6) 防災に関する施設及び設備の整備と点検に関すること。
- (7) 災害時要援護者※等の安全確保に関すること。
- (8) 前各号のほか、災害が発生した場合に、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること。

※【平成25年災害対策基本法改正に伴う加須市地域防災計画内での用語の整理】

「災害対策基本法」	「加須市地域防災計画」
要配慮者	災害時要援護者
避難行動要支援者	在宅災害時要援護者
避難行動要支援者名簿	在宅災害時要援護者名簿

2 災害応急対策

- (1) 警報等の情報伝達や避難情報の発令に関すること。
- (2) 避難対策に関すること。
- (3) 被災者、災害時要援護者の救護及び救助その他保護に関すること。
- (4) 被災した園児、児童及び生徒の教育に関すること。
- (5) 施設、設備の応急復旧に関すること。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- (7) 緊急輸送道路の確保に関すること。
- (8) 災害廃棄物処理に関すること
- (9) 前各号のほか、災害の防止又は拡大防止措置に関すること。

3 災害復旧対策

再度の災害発生に備えるため、被災施設の復旧に合わせ、施設の新設や改良に関すること。

第2 消防署(分署)の処理すべき事務又は業務

埼玉東部消防組合 加須消防署 TEL0480(61)0119

- (1) 消防施設、消防体制の整備に関する事。
- (2) 救助及び救急体制の整備に関する事。
- (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事。
- (4) 消防知識の啓発、普及に関する事。
- (5) 火災発生時の消火活動に関する事。
- (6) 水防活動の協力、援助に関する事。
- (7) 被災者の救助、救急に関する事。
- (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。

第3 県の処理すべき事務又は業務

埼玉県危機管理防災部 危機管理課 TEL048(830)8141

災害対策課 TEL048(830)8181

保健医療部 疾病対策課 TEL048(830)3557

埼玉県は、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で対処することが困難なとき、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に指定公共機関や他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、その調整を行う。

1 災害予防対策

- (1) 防災に関する組織の整備に関する事。
- (2) 防災に関する訓練の実施に関する事。
- (3) 防災に関する物資・資材の備蓄、整備及び点検に関する事。
- (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関する事。
- (5) 前各号のほか、災害の発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事。

2 災害応急対策

- (1) 警報等の発令、伝達及び避難の助言に関する事。
- (2) 消防、水防及びその他の応急対策に関する事。
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。
- (4) 災害を受けた園児、児童及び生徒の応急教育に関する事。
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事。
- (7) 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事。
- (8) 緊急輸送道路の確保に関する事。
- (9) 災害廃棄物処理に関する事
- (10) 前各号のほか、災害の防止又は拡大防止措置に関する事。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 内 容
埼玉県加須警察署 TEL 0480(62)0110	① 情報の収集・伝達及び広報に関する事。 ② 警告及び避難誘導に関する事。 ③ 人命の救助及び負傷者の救護に関する事。 ④ 交通の秩序の維持に関する事。 ⑤ 犯罪の予防検挙に関する事。 ⑥ 行方不明者の捜索と検視(検分)に関する事。 ⑦ 漂流物等の処理に関する事。 ⑧ その他治安維持に必要な措置に関する事。 ⑨ 加須警察署の代替施設は、本市との協定により「加須文化・学習センター(パストラルかぞ)」とすること。
埼玉県利根地域振興センター TEL 048(555)1110	① 埼玉県災害対策本部行田支部応急活動組織の整備に関する事。 ② 災害情報の収集及び報告に関する事。 ③ 現地災害調査に関する事。 ④ 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 ⑤ 災害対策現地報告に関する事。 ⑥ 災害応急対策に必要な応急対策に関する事。
埼玉県行田県税事務所 TEL 048(556)5067	① 災害応急対策組織の整備に関する事。 ② 災害情報の収集及び報告に関する事。 ③ 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 ④ 災害現地調査に関する事。 ⑤ 災害対策現地報告に関する事。 ⑥ 災害対策に必要な応援措置に関する事。
埼玉県加須保健所 TEL 0480(61)1216	① 保健衛生関係の被害状況の収集に関する事。 ② 医療品、衛生材料及び各種資材の調達体制の整備に関する事。 ③ 飲料水の水質検査に関する事。 ④ そ族・昆虫駆除対策及び指導に関する事。 ⑤ 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事。 ⑥ 災害救助食品の衛生に関する事。 ⑦ 毒物及び劇物に関する事。 ⑧ 病院、診療所及び助産所に関する事。 ⑨ り災者の医療、助産及びその他の保健衛生に関する事。
埼玉県加須農林振興センター TEL 0480(62)4771	① 農産物被害状況の調査に関する事。 ② 農業災害融資に関する事。 ③ 農作物の生産・指導等に関する事。 ④ 農作物病虫害防除対策及び指導に関する事。 ⑤ 農地・農業用施設の被害状況調査及び災害復旧事業に関する事。

埼玉県行田県土整備事務所 TEL 048(554)5211	<ul style="list-style-type: none"> ① 河川、道路、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関する事。 ② 緊急輸送道路の確保に関する事。 ③ 管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関する事。
埼玉県行田浄水場 TEL 048(559)3660	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道用水の供給に関する事。 ② 水道施設の管理に関する事。
埼玉県東部教育事務所 TEL 048(737)2727	<ul style="list-style-type: none"> ① 教育関係の被害状況の調査に関する事。 ② 公立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関する事。 ③ 災害給付及び貸付けに関する事。 ④ 応急教育実施の予定場所の指導に関する事。 ⑤ 教育実施者の確保に関する事。 ⑥ 応急教育の方法及び指導に関する事。 ⑦ 教科書及び教材等の配給に関する事。 ⑧ 国及び県の指定文化財の保護に関する事。 ⑨ 被災地学校の保健指導に関する事。 ⑩ 被災地学校の給食指導に関する事。
埼玉県東部中央福祉事務所 TEL 048(737)2132	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時の要援護者対策に関する事。 ② 各種福祉施設の応急対策に関する事。
埼玉県東部環境管理事務所 TEL 0480(34)4011	<ul style="list-style-type: none"> ① 大気汚染・水質汚濁の防止に関する事。

第4 指定地方行政機関の処理すべき事務又は業務

指定地方行政機関は、国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することを踏まえ、組織及び機能のすべてをあげ、防災に関し万全の措置を講ずる。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 内 容
関東農政局企画調整室 TEL 048(740)5835	<ul style="list-style-type: none"> ●災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関する事。 ●応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事。 ② 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事。 ③ 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。 ④ 営農技術指導、家畜の移動に関する事。 ⑤ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事。 ⑥ 応急用食料・物資の支援に関する事。 ⑦ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 食品の需給・価格動向や表示等に関する事。 ⑨ 関係職員の派遣に関する事。 ● 復旧対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事。 ② 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。
<p>行田労働基準監督署 TEL 048(556)4195</p>	<p>工場及び事業所等における労働災害の防止に関する事。</p>
<p>東京管区気象台 (熊谷地方気象台) TEL 048(521)0058</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 ② 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
<p>国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 TEL 0480(52)3952</p> <p>同渡良瀬遊水地出張所 TEL 0280(62)2420</p> <p>同大利根出張所 TEL 0480(72)8360</p> <p>荒川上流河川事務所 TEL 049(246)6371</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 防災上必要な教育及び訓練に関する事。 ② 水防施設及び設備の整備に関する事。 ③ 災害危険区域の把握又は指導に関する事。 ④ 水系の維持管理に関する事。 ● 災害応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害に関する予報、警報等の発表及び法律に関する事。 ② 災害に関する情報の収集及び広報に関する事。 ③ 水防活動の指導に関する事。 ④ 災害時における応急工事に関する事。 ⑤ 堰及び水門に関する事。 ● 災害復旧対策 <ul style="list-style-type: none"> ① 管理施設の災害復旧工事に関する事。 ② 再度災害防止工事の施工に関する事。

第5 自衛隊の処理すべき事務又は業務

加須市及び関係機関だけでは迅速な対応が困難な場合は県に自衛隊派遣の要請を求める。

なお、災害時の自衛隊活動は、資機材、特殊技術及び労力の供給等で非常に広い範囲に活動を展開する。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 内 容
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (さいたま市) TEL 048(663)4241	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害派遣の準備 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事。 ② 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 ③ 埼玉県地域防災計画に合わせた市総合防災訓練の実施に関する事。 ● 災害派遣の実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 人命、身体及び財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事。 ② 災害救助のため防衛省の管理する物品の無償貸与及び譲与に関する事。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関の処理すべき事務又は業務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性から自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 内 容
東日本電信電話(株) 埼玉支店 TEL 048(626)6623 栃木支店(災害対策室) TEL 028(662)4256	<ul style="list-style-type: none"> ① 電気通信設備の整備に関する事。 ② 災害非常通信の調整及び警報等の伝達に関する事。 ③ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
東京電力パワーグリッド(株) コンタクトセンター TEL0120(995)007 TEL03(6375)9803	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における電力供給に関する事。 ② 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
日本郵便(株) 加須郵便局 TEL 0480(62)4923	<ul style="list-style-type: none"> ① 郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 ② 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事。 ③ 為替貯金及び簡易保険、郵便年金の非常扱い、被災者の救援を目的とする寄附金を郵便振替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱い並びに地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の財政調整資金等の運用管理に関する事。 ④ 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募や配分に関する事。

<p>東武鉄道(株)羽生駅管区 Tel 048(561)0019 東武鉄道(株)栃木駅管区 東武栗橋駅 Tel 0480(52)3701</p>	<p>① 鉄道施設等の安全保安に関すること。 ② 災害時における鉄道車両等による緊急物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>
<p>(社)埼玉県バス協会 Tel 048(824)5539</p>	<p>① 災害時におけるバスによる避難者の輸送協力に関すること。</p>
<p>(社)埼玉県トラック協会 北埼玉支部 (武州トラック協同組合内) Tel 0480(66)0035</p>	<p>① 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。</p>
<p>東日本高速道路(株)関東支社 加須管理事務所 Tel 0480(61)4685</p>	<p>① 高速道路の安全保安に関すること。 ② 高速道路等を使用した救助物資又は避難者の輸送協力に関すること。</p>
<p>日本赤十字社埼玉県支部 Tel 048(789)7117 加須市赤十字奉仕団 Tel 0480(62)6451</p>	<p>① 災害応援救護のうち、医療、助産及び遺体の処理(遺体の一時保存を除く。)を行うこと。 ② 救助に関し、地方公共団体以外の団体又は個人に対する協力の連絡調整を行うこと。 ③ 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難場所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集や配分に関すること。</p>
<p>加須医師会 Tel 0480(63)1181 加須市歯科医師会 Tel 0480(61)1020 加須市薬剤師会 Tel 0480(61)0055</p>	<p>① 医療及び助産活動の協力に関すること。 ② 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 ③ 災害時における医療救護活動の実施に関すること。</p>
<p>羽生領島中領用排水路土地改良区 Tel 0480(53)3888 青毛堀用悪水路土地改良区 Tel 0480(65)3116 見沼代用水土地改良区 Tel 0480(85)9100 葛西用水路土地改良区 Tel 0480(47)3811 備前堀土地改良区 Tel 0480(73)1242 志多見土地改良区 Tel 0480(61)5515</p>	<p>① 農業用水利施設の被害調査や災害復旧に関すること。 ② 湛水防除施設の整備・活動に関すること。 ③ 防災ため池等の設備の整備・管理に関すること。</p>

<p>元荒川上流土地改良区 TEL 048(556)3135 埼玉県北川辺領土地改良区 TEL 0280(62)2513</p>	
<p>鷺宮ガス(株) TEL 0480(58)1301 東彩ガス(株)供給保安部 TEL 0120(103)124 (社)埼玉県エルピーガス協会 加須支部 TEL 0480(62)5511 北埼玉支部 TEL 048(563)0022</p>	<p>① ガス供給施設（製造施設を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 ② ガスの供給の確保に関すること。</p>

第7 公共的団体その他防災上重要な施設管理者の処理すべき事務又は業務

公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防の整備に努め、災害時には直ちに災害応急対策を実施する。

また、加須市、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 内 容
加須市自治協力団体連合会	① 防災に関する知識の普及及び協力に関すること。 ② 災害予防の協力に関すること。 ③ 自主防災組織育成の協力に関すること。 ④ 防災訓練実施の協力に関すること。 ⑤ 災害等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護及び避難誘導等応急対策の協力に関すること。 ⑥ 災害時要援護者の支援に関すること。
加須市消防団 Tel 0480(62)1111	① 防災活動及び救済援助、災害復旧に関すること。 ② 火災の予防警戒及び鎮圧に関すること。 ③ 消防活動に関すること。 ④ 災害時要援護者の支援に関すること。
J Aほくさい 加須中央支店 Tel 0480(61)0905 騎西中央支店 Tel 0480(73)1121 北川辺支店 Tel 0280(62)2211 大利根中央支店 Tel 0480(72)3111	① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ② 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ③ 被災農家に対する融資及び斡旋に関すること。 ④ 農業生産資材、農家生活資材の確保及び斡旋に関すること。 ⑤ 農産物の需給調整に関すること。
加須市商工会 Tel 0480(61)0842	① 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること。 ② 災害時における物価安定についての協力に関すること。 ③ 救援用物資、復旧資材の確保についての協力や斡旋等に関すること。
加須市金融団	① 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
加須地区交通安全協会	① 道路交通の安全確保協力に関すること。
加須市防犯協会	① 防犯及び治安維持援助に関すること。
加須市防災協力建設 安全協議会（加須地域） Tel 0480(62)5500	① 救助物資の確保についての協力及び斡旋に関すること。 ② 災害復旧に関すること。 ③ 道水路施設の復旧に関すること。
加須市騎西地域防災協力協 議会 Tel 0480(73)1728	④ 応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理に関すること。 ⑤ 防疫のための清掃器材の運搬に関すること。 ⑥ 住宅地区及び道路等に堆積した障害物の除去に関すること。
加須市北川辺防災協力会	⑦ 水防用の水中ポンプ等、資機材の提供に関すること。

<p>TEL 0280(62)2710</p> <p>大利根防災協会</p> <p>TEL 0480(72)3175</p>	<p>⑧ 災害の予防及び拡大防止のため、建設資機材並びに運搬車両の提供。</p> <p>⑨ 応急対策実施のための人員の提供。</p> <p>⑩ 応急活動を支える緊急啓開道路の確保に関する事。</p> <p>⑪ 上記に掲げるもののほか必要な災害対策</p>
<p>加須市指定水道工事店組合</p> <p>TEL 0480(62)5500</p>	<p>① 災害時における飲料水の供給活動の協力に関する事。</p> <p>② 災害時における水道関連施設の応急対策及び復旧活動の協力に関する事。</p>
<p>加須市指定下水道工事店組合</p> <p>TEL 0480(68)5743</p>	<p>① 災害時における下水道等施設の応急対策及び復旧活動の協力に関する事。</p>
<p>加須地区電気工事店組合</p> <p>TEL 0480(65)5127</p>	<p>① 公共施設、家庭電気の応急対策及び復旧活動の協力に関する事。</p>
<p>加須市社会福祉協議会</p> <p>TEL 0480(62)6451</p>	<p>① 生活福祉資金の貸付け及び災害による生活困窮者、災害時要援護者の支援に関する事。</p> <p>② 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。</p>
<p>加須市民生委員・児童委員協議会</p>	<p>① 生活困窮者及び災害時要援護者の支援に関する事。</p>
<p>かぞ地域女性会連合会</p> <p>加須市騎西女性団体連絡協議会</p> <p>加須市北川辺女性団体連絡協議会</p> <p>加須市大利根連合婦人会</p>	<p>① 炊き出し及び救援隊、避難場所等への応援に関する事。</p>
<p>加須市母子愛育連合会</p>	<p>① 感染症の予防の実施に関する事。</p>
<p>加須市飲食店組合</p>	<p>① 炊き出しに関する事。</p>
<p>加須市危険物防火安全協会</p> <p>TEL 0480(61)1012</p>	<p>① 危険物品の防災対策の徹底及び保安の確保に関する事。</p> <p>② 被害の拡大予防措置に関する事。</p> <p>③ 事業所における防災対策及び防火管理の徹底に関する事。</p> <p>④ 火災の防止及び自衛消防隊の相互協力に関する事。</p>
<p>加須市消防支援会</p>	<p>① 災害時における市民の保護と支援に関する事。</p> <p>② 自主防災組織育成の協力及び指導に関する事。</p> <p>③ 総合防災訓練等の実施に係る協力に関する事。</p>
<p>加須市女性防火クラブ</p>	<p>① 市民への火災予防の啓発等に関する事。</p> <p>② 防火意識の高揚を図るための防火研修会等に関する事。</p>
<p>JAほくさいガスセンター</p> <p>TEL 0485(61)8411</p> <p>東彩ガス(株)供給保安部</p> <p>TEL 0120(103)124</p> <p>フジオックス(株)</p>	<p>① ガス供給施設（製造施設を含む。）の建設及び安全保安に関する事。</p> <p>② ガスの供給の確保に関する事。</p>

TEL 0480(52)2313 河原実業(株) TEL 0485(53)4900	
朝日自動車(株)加須営業所 TEL 0480(61)7330	① バス施設等の安全保安に関すること。 ② 災害時におけるバスによる避難者の輸送協力に関すること。
病院等経営者	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 ② 被災時の病人等の収容及び保護に関すること。
社会福祉施設経営者	① 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 ② 災害時における収容者の保護に関すること。
学校法人	① 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 ② 被災時における教育対策に関すること。 ③ 被災施設の災害復旧に関すること。
自主防災組織	① 防災に関する知識の普及に関すること。 ② 防災訓練の実施に関すること。 ③ 防災資機材の備蓄に関すること。 ④ 災害時要援護者の支援に関すること。
加須市環境サービス業組合	① 災害廃棄物の処理に関すること。 ② し尿処理に関すること。

【参考】

公 共 的 団 体：平常時から防災意識を持ち、直接防災と関係なくとも災害の状況によっては、防災活動に協力する団体（協会等）をいう。

防災上の重要施設：災害発生時、二次的被害が発生する確率の高い施設、被害を拡大させるような施設や災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいう。

例えば、病院、工場、大規模な危険物取扱い施設及び避難場所として適当な空地を有する施設等をいう。